委託契約書

　佐賀県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

　（実施する委託業務）

第１条　甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

　(1) 委託業務名

　　　豚熱滲出液水質調査業務（以下「委託業務」という。）

　(2) 委託業務の内容

　　　別紙「豚熱滲出液水質調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

　(3) 契約期間

　　　この契約の締結の日から令和７年（2025年）３月31日まで

　(4) 委託料

　　　金 　　　　，　　　円

　　　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 　　　，　　　円）

　(5) 契約保証金

乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金　円を甲に納付しなければならない。(又は「契約保証金は佐賀県財務規則第115条第３項第　号の規定により免除する。」）

　（委託業務の遂行）

第２条　乙は、この契約書に定めるもののほか、仕様書及び甲の指示に従って委託業務を実施しなければならない。

　（再委託等の禁止）

第３条　乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、委託業務の一部を他に委託することについて、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

　（権利義務譲渡の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

　（実施調査等）

第５条　甲は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について調査をし、乙に対して報告を求めることができる。

　（業務内容の変更等）

第６条　甲は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

　（結果報告書の提出）

第７条　乙は、採水日ごとの結果が判明したときは、甲に遅滞なく結果報告書を提出しなければならない。

　（委託料の請求及び支払）

第８条　甲は、委託業務の完了を確認後、乙の適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。なお、乙は、業務終了月ごとに委託料を請求することができるものとする。

　（延滞金）

第９条　乙の責に帰する事由により、契約期間内に調査が完了することができない場合において、契約期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して契約期間を延長することができる。

２　前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年２．５％の割合を乗じて計算した金額とする。

３　甲の責に帰する事由により前条第４項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は遅滞日数について年２．５％の割合で計算した額に相当する金額を甲に請求することができる。

（契約の解除等）

第10条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し又は変更し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又はその返還を乙に請求することができる。

　(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

　(2) 乙が委託契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

　(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

　（損害賠償）

第11条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（秘密の保持）

第12条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　乙は報告書（調査業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（費用の分担）

第13条　この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

　（協議）

第14条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

　この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　令和６年（2024年）　　月　　日

　　　　　　　　　甲　住所　佐賀県唐津市二タ子３－１－５

　　　　　　　　　　　氏名　佐賀県唐津農林事務所長　片渕　隆昭　　　　印

　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印